

津久見市復旧・復興計画



平成 30 年 6 月

津久見市

目 次

第1章 基本理念	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 復旧と復興	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 復興の基本理念	2
第2章 津久見市が目指す復興将来像	3
1. 総合計画との関係	3
2. 施策の体系	4
3. 復興の将来像	5
第3章 復興に向けた分野別取組	6
I 「ハード」 ～生活基盤の強化による安全の確保～	6
重点目標1 災害復旧の確実な実行	6
1. 基本方針	6
2. 県が行う災害復旧事業	7
3. 市が行う災害復旧事業	9
重点目標2 都市基盤の整備	13
1. 基本方針	13
2. 具体的取組	13
II 「ソフト」 ～地域の防災力強化による安心の確保～	16
重点目標3 保健・医療・福祉の充実	16
1. 基本方針	16
2. 具体的取組	16
重点目標4 防災対策の強化・見直し	18
1. 基本方針	18
2. 具体的取組	18
III 「活力」 ～「活力あふれる津久見」の創造～	21
重点目標5 産業の振興	21
1. 基本方針	21
2. 具体的取組	21
重点目標6 市中心部の活性化	23
1. 基本方針	23
2. 具体的取組	23
重点目標7 定住促進	24
1. 基本方針	24
2. 具体的取組	24

第4章 計画期間、推進体制等について	27
1. 計画期間と見直し	27
2. 計画の推進方法	27
3. 計画の推進体制	27
4. 計画の進ちよく管理	27

第 1 章 基本理念

1. 計画策定の趣旨

平成 29 年 9 月 17 日に襲来した台風第 18 号は、本市にかつてないほどの河川氾濫土砂災害、浸水被害などを引き起こしました。

この台風により、市民の住まい、インフラやライフラインなどに大きな被害を受け、今もなお、市民生活に大きな影響を与えています。

このため、市民の暮らしの再建に向けた早急な復旧対策を進めるとともに、今回の台風被害を教訓として、より安全・安心で希望のあるまちを創造するため、復興への新たな取組を市民とともに全力で進めていく必要があります。

今回の台風被害は、本市においてこれまで経験したことのない未曾有の大災害であり、復旧・復興を実現するためには、様々な課題がありますが、市民一人ひとりが今後の目指すべき姿を共有するとともに、これまで以上に市全体の力を結集し、復興に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「津久見市復旧・復興計画」を策定します。

2. 復旧と復興

住宅の再建、道路、河川、橋りょう、農地等の本格復旧、地域の再生など、早急に行わなければならない課題はたくさんあります。しかし、津久見市を魅力ある市にするためには、単に災害前の姿に戻すだけではなく、災害を機に生活基盤、産業や経済など、いままでの課題を見直すきっかけとして改善を進める必要があります。災害を機に津久見市がより魅力ある市となるために、単なる復旧ではなく創造的な復興を目指します。

復旧：被災した人工構造物などのいわゆるハードを被災前の状態に戻すこと。あるいは、被災を教訓として必要に応じて強化すること。

復興：まちの姿やにぎわいを被災前の状態に回復させ、さらには、将来の地域ビジョンを共有し、より一層活性化を図ること。

3. 計画の位置づけ

今回策定する津久見市復旧・復興計画は、市全体の長期的なまちづくりの方向性を示す「第5次津久見市総合計画」や「まち・ひと・しごと創生津久見市総合戦略」などの上位・関連計画と整合・連携を図りながら、今回の災害によって新たに発生した課題や改めて見直すべき課題を踏まえ、本市が魅力と活力にあふれるまちに発展するための計画とします。

4. 復興の基本理念

平成29年9月17日に襲来した台風第18号により、いまだかつてない激しい豪雨に見舞われ、幸いにして人命が失われることはありませんでしたが、甚大な被害を受けました。

また、今回の災害は、津久見川や青江川、徳浦川などが氾濫し、大規模な浸水被害や土砂災害が市内全域において発生していることから、市の復旧・復興に向け、住まいや生活基盤、教育・医療・福祉、産業・経済などの様々な分野において総合的な対応が必要となります。

これら未曾有の災害を乗り越え、被災前にも増して「元気な津久見」を取り戻すため、「ハード」対策では生活基盤の強化による安全の確保、「ソフト」対策では地域の防災力強化による安心の確保に取り組み、そして、市の復興に向けた市民一人ひとりの想いと知恵を生かし、市民・地域・企業・行政などが互いに手を取り合いながら、一丸となって自分たちのまちを創るという意識を醸成することにより、誰もが希望や生きがいを感じることできる「活力あふれる津久見」を創造します。

第 2 章 津久見市が目指す復興将来像

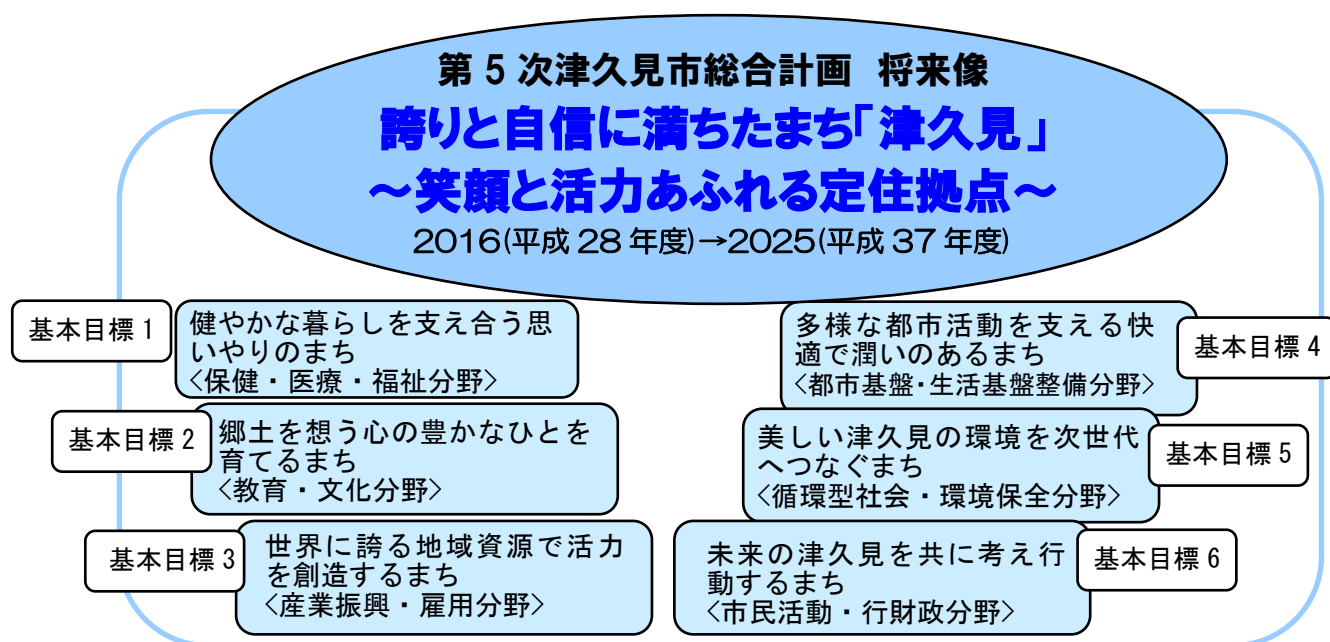
1. 総合計画との関係

本市は、第 5 次津久見市総合計画において、昭和 61 年に制定された「津久見市民憲章」の基本理念「生涯を託せるまちづくり」を継承し、「誇りと自信に満ちたまち『津久見』」というまちの将来像を掲げています。

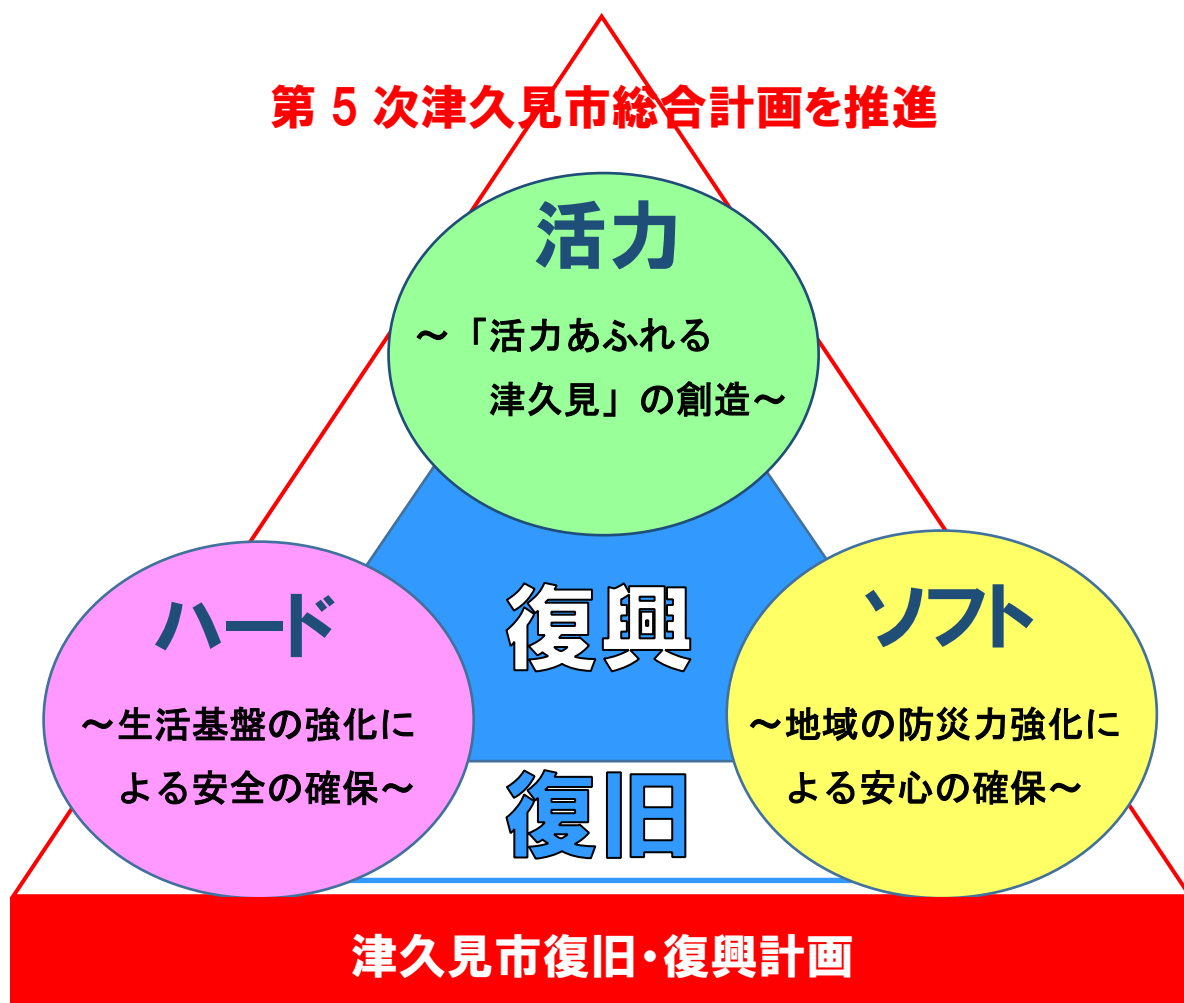
この「津久見市復旧・復興計画」（以下「計画」といいます。）は、今回の大規模災害を経験し、今後、特に対応すべき課題を踏まえ第 5 次津久見市総合計画が目指す将来像実現のための推進力となる計画とします。

今後は、第 5 次津久見市総合計画の 6 つの基本目標を念頭に、平成 30 年度を津久見市の「復興元年」と位置づけ、「ハード」、「ソフト」、「活力」の 3 つを基本に、“復興”に取り組み、「活力あふれる津久見」を目指します。

2. 施策の体系



第 5 次津久見市総合計画を推進



3. 復興の将来像

本計画では、復興将来像を実現するため、第5次津久見市総合計画の6つの基本目標を念頭に、ハード面、ソフト面の整備、充実を図りながら、「活力あふれる津久見」の創造に向けた取組の方向性を示す7つの重点目標を設定しました。

【復興将来像】

「活力あふれる津久見」

重点目標

I 「ハード」 ～生活基盤の強化による安全の確保～

重点目標 1 災害復旧の確実な実行

重点目標 2 都市基盤の整備

II 「ソフト」 ～地域の防災力強化による安心の確保～

重点目標 3 保健・医療・福祉の充実

重点目標 4 防災対策の強化・見直し

III 「活力」 ～「活力あふれる津久見」の創造～

重点目標 5 産業の振興

重点目標 6 市中心部の活性化

重点目標 7 定住促進

第 3 章 復興に向けた分野別取組

I 「ハード」 ～生活基盤の強化による安全の確保～

重点目標 1 災害復旧の確実な実行

1. 基本方針

平成 29 年 9 月 17 日に襲来した台風第 18 号（以下単に「台風第 18 号」といいます。）は、時間最大雨量 68 ミリ、総雨量 524 ミリという津久見市がかつて経験したことのない豪雨をもたらしました。この豪雨により、市内を流れる津久見川や青江川、徳浦川などが氾濫するとともに、市内全域で内水氾濫が発生し、2,000 件近い建物が浸水被害を受けました。また、道路も寸断され、孤立した地域も出ました。街中には、がれき混じり汚泥があふれ出し、水道も断水するなど、未曾有の被害をもたらしました。

市としても、被災直後から懸命の対応に当たるとともに、国、県、他市町村からの支援、市外からの企業や団体、ボランティアによる支援、そして市民の頑張りによって、ようやく市民の生活も落ち着きを取り戻しましたが、本格的な復旧は、まだまだ、これからです。

これから復興に向けて、被災前にも増して元気な津久見を取り戻すためには、まずはその礎となる、本格的な災害復旧に、国、県と連携を図りながら、早急かつ確実に実行していきます。

また、災害復旧事業による原形復旧にとどまらず、次の災害に備えるため特に対策が必要な場合は、より効果的な対策や改良など、防災機能をより高める「改良復旧」に取り組んでいきます。

2. 県が行う災害復旧事業

- (1) 治山施設 治山施設の復旧については、原形復旧に加え、山地災害防止機能の向上のため、土石流の発生を考慮し、堤体の強化を図ります。

ア 災害関連緊急治山事業（治山ダム工）

- ・徳浦勢山地区、四浦江ノ浦越地区

イ 復旧治山事業（治山ダム工）

- ・長目丸尾地区

ウ 県単治山事業（法枠工、コンクリート張工、崩土除去、法面工等）

- ・彦ノ内路木地区、門前地区、日見冠地区、尺間字大道地区、保戸島地区

- (2) 応急復旧 被災直後から直ちに応急復旧に取り組みました。

ア 道路

- (ア) 全面通行止め 9箇所 ⇒ 残り2箇所（平成30年3月31日現在）

※冠水等による全面通行止め箇所は除く。

- (イ) 大規模な路肩崩壊により被災した県道佐伯津久見線は、大型土のうの設置などによって片側交互通行が可能になるよう応急復旧を行いました。

- (ウ) 四浦大元地区の大規模な山腹崩壊により被災した県道四浦日代線は、大型土のう等の設置によって海側に仮設道路を建設し片側交互通行が可能になるよう応急復旧を行いました。

- (エ) その他、法面崩壊に伴い全面通行止めとなった箇所について土砂排出や大型土のうを設置し、全面通行止めを解除しました。

イ 河川

- (ア) 津久見川、千怒川、徳浦川、堅浦川、赤木川、松合川の応急復旧を実施しました。

- ・護岸の崩壊 津久見川、彦の内川については洗掘防止による大型土のう設置及び千怒川（市道大岩本線）については応急本復旧工事を実施しました。

- ・河川の閉塞 閉塞した河川のしゅんせつを実施し、河道確保を実施しました。特に閉塞が著しい徳浦川、堅浦川、赤木川、松合川については、応急対応を実施しました。

- (イ) 津久見川、彦の内川、千怒川、青江川、徳浦川、堅浦川は、平成30（2018）年の出水期までに著しく堆積した河川内の土砂を撤去し、河道確保を行います。

- (3) 本復旧 早期復旧に向け本復旧に取り組んでいます。

ア 道路

- (ア) 災害査定状況 平成29年11月20日の第13次査定から平成29年12月27日までの第18次査定で、全ての災害査定が完了しました。（19件）

- (イ) 原形復旧を基本に災害査定が完了した19件の工事について、平成30年3月31日時点で全ての工事発注を完了しました。

- (ウ) 送路の復旧 大規模な災害時における市内の緊急輸送業務を円滑に行うため、

あらかじめ指定された緊急輸送路（代替路線を含む。）を早急に復旧します。

- ・ 県道佐伯津久見線、県道臼杵津久見線

（エ） 比較的交通量の多い道路の復旧 比較的交通量が多く、避難経路になっている道路を早急に復旧します。

- ・ 県道四浦日代線

イ 河川

（ア） 災害査定状況 平成 29 年 11 月 20 日の第 13 次査定から平成 29 年 12 月 27 日までの第 18 次査定で、全ての災害査定が完了しました。（22 件）

（イ） 原形復旧を基本に災害査定が完了した 22 件の工事について、平成 30 年 3 月 31 日時点で 20 件の発注を完了しました。

（ウ） 甚大な浸水被害が発生した津久見川水系の津久見川・彦の内川について、河川激甚災害対策特別緊急事業によって河川改修工事を行います。

事業費：約 44 億円

事業内容：河床掘削、引堤（拡幅）、橋りょう架替等

事業延長：津久見川 約 1.7 km 彦の内川 約 0.8 km

事業期間：平成 29（2017）年度～平成 34（2022）年度

ウ 砂防

（ア） 災害査定状況 平成 29 年 11 月 20 日の第 13 次査定から平成 29 年 12 月 27 日までの第 18 次査定で、全ての災害査定が完了しました。（18 件）

（イ） 原形復旧を基本に災害査定が完了した 18 件の工事について、平成 30 年 3 月 31 日時点で全ての工事発注を完了しました。

（ウ） 土砂の流出により危険な状況となった楠屋、井無田、岩屋、江ノ浦、西泊の各地区について緊急に対処するための砂防設備の設置を行います。

a 災害関連緊急砂防事業（工事期間：平成 29（2017）年度・平成 30（2018）年度）

- ・ 楠屋川、井無田川、岩屋川、江ノ浦川

b 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（工事期間：平成 29（2017）年度・平成 30（2018）年度）

- ・ 西泊地区

（エ） その他の被災した箇所については、原形復旧を基本に早期復旧に向け、順次、工事を進めます。特に砂防ダムに堆積した土砂の撤去を出水期前に行います。

エ 漁港

（ア） 県管理漁港（事業期間：平成 29（2017）年度・平成 30（2018）年度）

- ・ 保戸島漁港浮防波堤 2 基

3. 市が行う災害復旧事業

(1) 土木施設の応急復旧

ア 道路

(ア) 全面通行止め 26 箇所 ⇒ 残り 13 箇所（平成 30 年 3 月 31 日現在）

※現在孤立集落なし

(イ) 路肩の崩壊 土のう及び鉄板の設置などによって応急復旧をしました。

(ウ) 法面崩壊 土砂排出及び大型土のう設置などによって応急復旧をしました。

(エ) 河川の氾濫及び溪流等から流出した土砂を撤去し、通行確保を実施しました。

イ 河川

(ア) 護岸の崩壊 洗掘防止による土のう設置などによって応急復旧をしました。

(イ) 河川の閉塞 閉塞した河川のしゅんせつを実施し、河道確保を実施しました。

(ウ) 暗渠内の堆積土砂については、バキュームにより土砂撤去し、河道確保を実施しました。

(2) 土木施設の本復旧

ア 災害査定状況と復旧方針

(ア) 激甚災害（局激）の指定 平成 29 年 10 月 20 日閣議決定、平成 29 年 10 月 25 日公布・施行

(イ) 国の災害査定は、平成 29 年 11 月 20 日の第 13 次査定から平成 30 年 1 月 19 日の第 20 次査定まで実施され、査定申請件数 45 件、査定決定額は、5 億 6,700 万円でした。

【国への災害申請状況】

区 分	災害件数（災害査定申請）	災害査定決定額
市 道	21 件	145 百万円
河川及び法定外水路	18 件	193 百万円
橋りょう	6 件	229 百万円
合 計	45 件	567 百万円

(ウ) 災害復旧に当たっては、原形復旧を基本とし、再度被災しないようコンクリート製のブロック等によって、強度や流下能力を高め、治水機能の強化・向上を目指した施設の整備を行っています。

(エ) 道路切土法面については、コンクリートブロック積擁壁やモルタル吹付工、吹付法枠工等により法面を保護し、斜面の安定と表層崩壊の防止を考慮した申請を行っています。

(オ) 国の災害採択基準に満たない箇所や地元関係者からの要望等がある箇所についても、被災防止に向け、現地の実情に応じた復旧対策を講じていきます。

イ 工事発注の方針

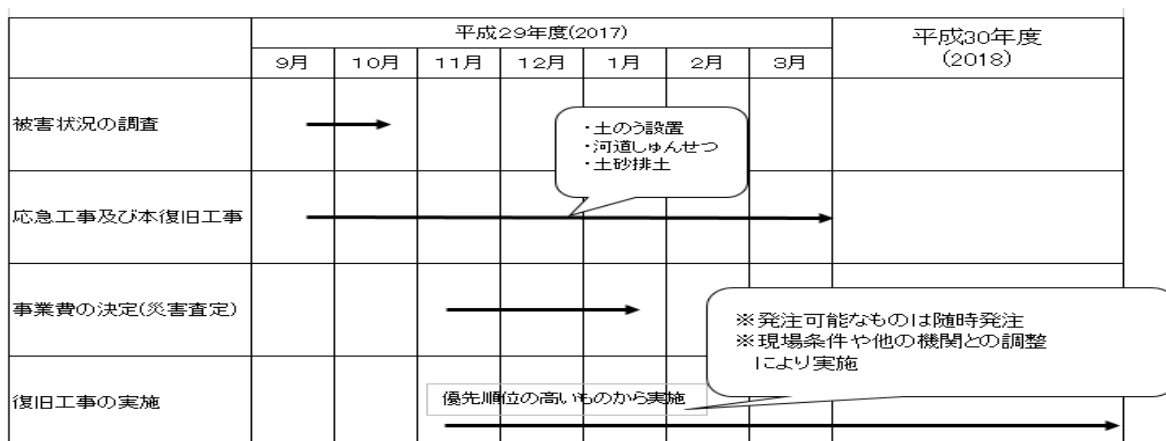
道路や河川の本復旧工事については、国の災害査定が終了した箇所から優先順位の考え方に基つき発注を進め、早期の復旧に取り組みます。

- (ア) 道路 次の条件から優先的に着手します。
- a 幹線道路
 - b 迂回路のない生活道路
 - c 地域に密着した生活道路及び法定外公共物(里道)
- (イ) 橋りょうの復旧に伴う道路の復旧 落橋等により通行制限している道路を早急に復旧します。
- ・市道道籠原線(赤木橋)、市道坊主石線(橘橋)、市道天神線(上天神橋)、市道道籠線(道籠橋)、市道谷川西区画線1号(路木橋)
- ※ 路木橋については、県の事業である河川激甚災害対策特別緊急事業によって架替を行う予定です。
- (ウ) 身近な道路の復旧 日常生活や産業活動を支える道路を早急に復旧します。
- ・市道八戸線、市道寺河内線、市道岩崎線
 - ・その他の市道
- (エ) 河川 次の条件から優先的に着手します。
- a 住民生活と密接に関係する箇所は、次の出水期までに復旧します。
 - ・普通河川 弁治川 河道掘削、護岸工
 - ・普通河川 福川 河道掘削、護岸工
 - ・準用河川 谷川川 護岸工
 - ・その他の河川
 - b 道路兼用護岸が被災した箇所は、早急に復旧します。
 - ・津久見川(市道五区線)、千怒川(市道千怒区画線)
 - c 道路や農地に被害のおそれがある箇所は、早急に復旧します。
 - ・準用河川 瀬戸石川 護岸工
 - ・その他の河川
- (オ) 法定外公共物(水路)
- 再度被災した場合、下流域の家屋や道路及び農地等に被害のおそれがある箇所を優先的に着手します。
- (カ) 砂防(急傾斜地崩壊対策等)
- 土砂災害のおそれがある箇所については、地域の関係者からの情報等を収集し、現地の状況によっては、大分県に対してスリットダムや砂防施設等の整備に関する要望を行います。また、今回の災害で家屋に被害が生じ、家屋所有者や地権者の同意が得られ採択要件を満たした案件については、市町村営急傾斜地崩壊対策事業によって対策を講じていきます。なお、要望があり、採択要件を満たすことが可能な案件があれば、引き続き対策を講じていきます。

【主な復旧箇所】

- ・千怒広浦(千怒浜)、千怒旭町(雁床)

【市が管理する道路、河川の災害復旧までの復旧スケジュール】



(3) 農地・農業用施設等の災害復旧

ア 災害査定の状況と復旧方針

(ア) 激甚災害(本激)の指定 平成29年10月20日閣議決定、平成29年10月25日公布・施行

【国への災害申請状況】

区 分	災害査定申請件数	災害査定決定額
農 地	20 件	37 百万円
農業用施設	85 件	354 百万円
合 計	105 件	391 百万円

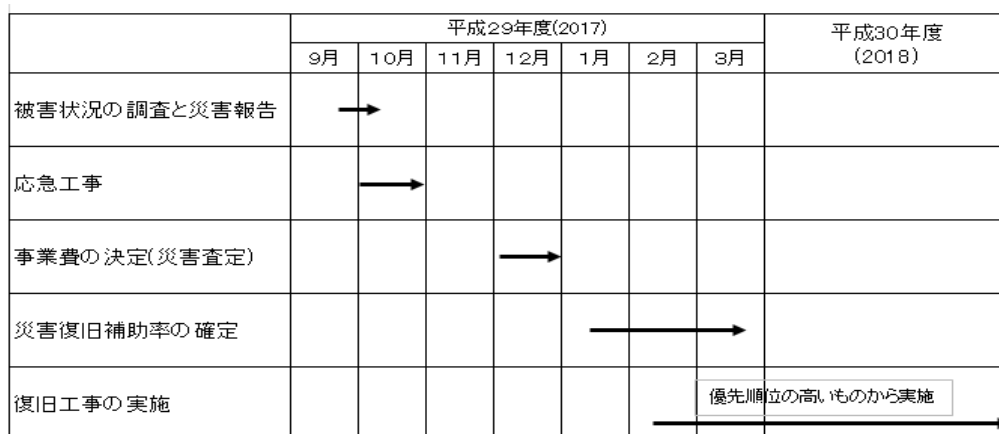
(イ) 小災害の復旧

国の災害復旧事業に該当しない規模(事業費が13万円以上40万円未満)の農地等の災害復旧事業について、土砂の撤去等に要する経費を助成します。

(ウ) 工事発注の方針

農地、農業用施設(農道・水路等)の復旧工事については、原形復旧を基本に人家に近接した箇所、迂回路のない農道等から優先して発注を進め、早期復旧に向けて順次工事に着手します。

【農地・農業用施設等の復旧までのスケジュール】



(4) 林道の災害復旧

ア 災害査定状況と復旧方針

(ア) 激甚災害（本激）の指定 平成 29 年 10 月 20 日閣議決定、平成 29 年 10 月 25 日公布・施行

【国への災害申請状況】

路 線 名	災害査定申請	災害査定決定額	
尺間山線	13 件	34 百万円	※路肩、法面崩壊
一の鳥居線	1 件	28 百万円	※吹付法面崩壊
西ノ内線	5 件	18 百万円	※路肩崩壊
合 計	19 件	80 百万円	

(イ) 国の災害査定は、平成 29 年 12 月 4 日から 12 月 8 日までの間に第 8 次査定が実施され、査定申請件数 19 件、査定決定額は、80 百万円でした。

(ウ) 被災した 3 路線は、国の補助を受けて行う災害復旧事業により、原形復旧を基本に早期復旧に向け、順次復旧工事に着手します。

(5) 漁港施設等の災害復旧

ア 災害査定状況と復旧方針

(ア) 激甚災害（本激）の指定 平成 29 年 10 月 20 日閣議決定、平成 29 年 10 月 25 日公布・施行

【国への災害申請状況】

施 設 名	災害査定申請	災害査定決定額
四浦漁港（松ヶ浦地区）護岸	1 件	10 百万円
四浦漁港海岸（狩床地区）護岸	1 件	6 百万円
保戸島漁場 浮消波堤	1 件	132 百万円
合 計	3 件	148 百万円

(イ) 国の災害査定は平成 29 年 12 月 13 日、14 日に第 2 次査定が実施され、査定申請件数 3 件、査定決定額は、148 百万円でした。

(ウ) 被災した 3 施設は、国の補助を受けて行う災害復旧事業により、原形復旧を基本に早期復旧に向け、順次復旧工事に着手します。

以上、市が行なった発注件数は 9 件です。（平成 30 年 3 月 31 日現在）

重点目標 2 都市基盤の整備

1. 基本方針

道路については、平成 27 年 3 月 21 日に、「東九州自動車道」の大分―宮崎間が全線開通し、市内外を結ぶ広域的な道路ネットワークが充実し、観光や産業面で様々な可能性が広がっています。市内の道路ネットワークについては、「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」及び「市道徳浦松崎線バイパス事業」を重点的に推進していきます。

また、橋りょうやトンネル等の長寿命化計画に基づき、引き続き、安全・安心な道づくりを進めていきます。

また、台風第 18 号による災害により市民生活に多大な影響を受けた水道・簡易水道・下水道といったライフラインの強化も進めていきます。

さらに、今回の災害では土砂の流出に伴う被害が甚大であったため、事業主体は大分県ではありますが、砂防事業や治山事業を県と連携して推進し、市民が安心して生活できる環境づくりを進めます。

また、台風第 18 号の豪雨により、市内 7 箇所の雨水幹線及び都市下水路が上流側山地から流出した土砂により排水の機能を失い、市街地全体が浸水する被害が発生するとともに、あらゆる集落の背後の山々から、谷や小水路を伝わって土砂や泥水があふれ、市内全域で浸水被害が発生したことから、抜本的な内水対策に取り組む必要があります。

2. 具体的取組

(1) 道路の整備

ア 「国道 217 号平岩松崎バイパス事業」、「市道徳浦松崎線バイパス事業」及び「県道大泊浜徳浦線堅浦地区バイパス事業」については、大分県と連携しながら、早期完成を目指します。

イ 大分県が事業主体となって取り組む「津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業」やこれから津久見市で取り組む「市中心部の活性化計画」との調整も図りながら、都市マスタープランを作成し、新しい道路事業についても検討していきます。

ウ 橋りょうやトンネル等については、現在の長寿命化計画に基づき、確実に安全・安心な道づくりを推進します。

エ 台風第 18 号による影響が懸念される路線については、経過観察や早めの災害防除に取り組んでいきます。

オ 道路側溝の暗渠化が排水不良の原因にもなったことから、これらの見直しにも取り組みます。

(2) 河川の整備

ア 県や市が行う河川の災害復旧工事に関連して、特に対策が必要な場合は、より効果的な災害防除対策も検討していきます。

(3) 砂防・治山施設の整備

ア 今回市内全域で浸水被害が発生した理由の一つに、集落背後の山々からの土砂が、谷や小水路を埋め尽くしたことにあります。大分県が事業主体である災害関連緊急事業をはじめ、通常の砂防・治山事業についても、県と連携を図りながら積極的に取り組んでいきます。

イ 大分県が事業主体である急傾斜地崩壊対策事業を県と連携を図りながら積極的に進めていくとともに、市町村営急傾斜地崩壊対策事業については、優先順位をつけて、着実に進めていきます。

(4) 農道・林道の整備

ア 農道・林道については、台風第 18 号による被害状況も踏まえ、市民生活に密着した路線、生産活動に重要な路線等の経過観察や早めの災害防除に取り組んでいきます。

(5) 漁港の整備

ア これまで取り組んできた水産物供給基盤機能保全事業基本計画（ストックマネジメント計画）に基づき、優先順位を付けて計画的な改修に取り組んでいきます。

(6) 海岸保全施設の整備

ア 市が管理する海岸保全施設については、海岸保全施設整備事業基本計画の策定に計画的に取り組み、堤防等の老朽化対策に努めます。

(7) 法定外公共物（水路）・その他の小水路等

ア 法定外公共物（水路）・その他の小水路等については、台風第 18 号による被害の全容把握に努めるとともに、地区との協議を図りながら、住民生活と密接に関係する箇所は、柔軟に対応していきます。

(8) 台風第 18 号災害に伴う浸水被害状況把握事業の実施

ア 平成 30 年度に台風第 18 号における津久見市内全域の浸水箇所及び被害状況を把握するとともに、「津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業」による対策の実施状況の整理や未策定箇所の実施方針の整理を行い、内水対策等の基礎資料とします。

(9) 雨水幹線整備事業等の実施

ア 津久見市では、内水対策として、近年浸水被害が多発する立花町雨水幹線の整備事業を平成 30 年度から実施する予定です。大分県が事業主体となって取り組む「津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業」との調整を図りながら、効果的な整備を行っていきます。

(10) 水道施設の強^{じん}靱化

ア 現在策定中の「新水道ビジョン」に基づき、耐震化や老朽化対策などの強靱化に計画的に取り組めます。

(11) 簡易水道等の強靱化

ア 台風第 18 号により、特に大きな被害を受け、応急復旧までに 12 日間も要した保戸島・四浦東簡易水道事業については、仁宅浄水場の濁度計や自動監視装置の設置など災害対応の強化や施設の老朽化対策など強靱化を図ります。

イ 畑地区においては、東畑、西畑、大尾及びカスネヲの 4 系列の給水施設が、それぞれ地元により設置、運営されていますが、これらを統合するとともに、配管の地中化や管理しやすい水源地を新設することにより、強靱化を図ります。

(12) 公共下水道の強靱化

ア 長寿命化計画及びストックマネジメント計画に基づき、長寿命化を含めた改築等と強靱化に取り組めます。

(13) 防災行政無線の整備・改善

ア 現在整備している防災行政無線については、台風第 18 号での状況も踏まえ、屋外子局の増設等による難聴地域解消を進めます。

(14) 情報伝達システムの強化

ア 市民の情報収集にはインターネットも広く活用されています。地震にも強いといわれる光ケーブル回線を、現在未整備である日代地区、四浦地区、保戸島地区、畑地区、八戸地区まで整備します。（平成 31 年度完了予定）

Ⅱ 「ソフト」 ～地域の防災力強化による安心の確保～

重点目標 3 保健・医療・福祉の充実

1. 基本方針

台風第 18 号の記録的な豪雨により、河川や内水の氾濫で多くの家屋等に浸水被害をもたらし、その復旧作業などによる疲労で、市民の生活はもとより、心身の健康にも大きなダメージを被りました。

被災後の復旧については、普段から活動が活発で住民同士のつながりが強い地域ほど早期の復旧が実現していることから、地域づくりが非常に大切であると考えます。

被災者がいきいきとした健やかな生活を取り戻し、災害に強い地域とするためにも、市の地域包括ケアシステムを深化させていくことにより、被災された一人ひとりに配慮し、きめ細やかなそして、多くの支え合い助け合いができる地域づくりを支援し、自分たちで地域を守る地域防災力の強化を図ります。

高齢者、障がい者、妊産婦、乳児など災害時に配慮が必要な方への個別の支援・連携体制を構築し、支え合い、助け合いのできる地域共生社会を目指します。

また、高齢者等の要援護者にとって避難行動は容易ではないことから、自力避難できるように必要な体力をつけておくことも重要です。

体操教室などの取組の中で、さらに下肢筋力をつけることが重要な要素と考え、下肢筋力の維持・向上にも力を入れ、自力避難の可能な高齢者等を一人でも多くするよう運動やトレーニングに取り組みます。

2. 具体的取組

(1) 早期の生活再建に向けた支援や見守りの強化をします。

ア いきいきとした生活の再建に向けた被災者の相談窓口を設置します。

イ 多くの方々から寄せられた義援金を被災者へ配分いたします。

ウ 高齢者が自力で避難できるよう体操教室の開催などによる健康増進を行います。

エ 被災世帯の訪問相談や専門機関との連携により被災者の心のケアを行います。

オ 被災者の現状把握に努め、台帳の整備を行うとともに、きめ細やかな支援を行っていきます。

カ 被災者住宅再建支援金制度により被災者の生活再建を支援していきます。

キ 被災者住宅解体助成制度を創出し、半壊以上の被害を受けた住家を解体する場合において、運搬費及び処分費を助成することにより、被災者の住宅再建を支援します。

ク 災害時の減免制度等において、添付資料の共通化や省略など簡易な手続きで迅速に実施できるよう関係課の連携強化を図ります。

- ケ つくみん見守りネットワークの参加機関の拡大を図り、災害時においても支援可能な企業等の参加により見守り強化を図ります。
- コ 自力で避難できない方についての個別避難計画の作成に当たり、避難方法等についてのアドバイスなどを行い、その方に応じた避難方法となるよう支援を行います。
- (2) 高齢者、障がい者、子育て世帯などが安心して生活するための支援を行います。
- ア 区長、民生委員、介護予防推進員のほか、市内の事業所の協力等による地域丸ごとの見守り体制の構築を図ります。
- イ 地域の見守り体制を強化するため、市の体制も防災、保健、福祉、医療の担当課が一体となって支援していきます。
- ウ 子育て世帯が、いきいきとした健やかな生活を取り戻すため、子育て世帯の交流や相談体制の充実を図り、安心して子育てができるよう支援します。
- エ 妊産婦の方に家庭内備蓄など防災に関する情報提供を行うほか、必要な情報を盛り込んだチラシを作成するなど、災害時の対応についての普及啓発に努めます。
- オ 母子健康手帳交付時や乳幼児健診、パパママ教室などを通じて、妊産婦や子どもの日頃からの健康づくりやこころのケアの充実を図ります。
- カ 高齢者や障がい者でも安心して避難できるよう、福祉避難所の見直しを行います。
- キ 地域での要配慮者の個別の避難手段の確認や避難訓練の実施など、避難要配慮者の個別支援計画策定に向けた支援を行います。
- ク 災害からの不安を取り除くために、乳幼児家庭の全戸訪問を行います。
- ケ お薬手帳は災害時の時にこそ重要な役割を果たすことから、お薬手帳の普及啓発を行います。
- コ 体操教室、栄養教室の開催などによる健康増進と住民同士のつながりを醸成します。
- サ 安心お守りキットの普及啓発とキットの内容更新の促進を図り、見守りを強化します。
- シ 地域の独居高齢者の食事支援サービスを地域密着型の施設等との連携により実施し、見守り対象の拡大を図ります。
- ス 緊急通報装置を見直し、見守り機能を付加した新たなシステム導入を検討します。
- セ ふれあいいきいきサロンの拡充を図り、住民同士のつながりのさらなる強化を図ります。
- ソ 食生活改善推進協議会の協力のもと、男性向けの料理教室を開催するなど高齢者の主体的な健康づくりを支援します。
- タ 認知症サポーター養成講座の実施を強化し、一人でも多く市民の認知症への理解を深め、通常時はもとより災害時の支援体制を強化します。
- チ 現在配布している医療・介護資源マップについて住民意見を取り入れて更新し、医療機関や介護事業所等の地域資源を分かりやすく提供します。

重点目標 4 防災対策の強化・見直し

1. 基本方針

台風第 18 号において、災害対応に当たって市庁舎が被災し、行政の機能が低下するなど、大規模災害時における「公助の限界」が明らかとなりました。今後、このような大規模災害時にも対応可能な防災体制の強化などが求められています。

近年災害への対策については、これまでの「被害を出さない」という観点から、「あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を軽減させていく」いわゆる「減災」という考え方が重要視されるようになってきました。

今後は、このような状況を踏まえ、防災の基本となる「地域防災計画」の見直しを通して、市の防災力の向上はもとより、防災士などの人材の育成に取り組みます。

さらに、保健・医療・福祉の充実による避難力や近所力のアップなど、日頃からの地域の防災力強化はもちろん、自主防災活動の充実、行政による災害対応力の向上など、自助・共助・公助の総合的な防災力の向上を図ります。

また、迅速かつ円滑な災害応急対策のため、市内関係業界、民間団体等、広く関係機関とも応援協力協定の締結を推進します。

また、災害時においては、緊急の情報収集及び伝達が何より重要となることから、防災行政無線施設をはじめとする多様な情報通信施設の整備・改善を進めるとともに、災害に対して迅速に対応できる収集・伝達体制の構築に努めます。

2. 具体的取組

(1) 地域防災計画等の見直し

ア 今回の台風災害における対策の検証を踏まえ、津久見市地域防災計画や業務継続計画（BCP）を見直し、今後の大規模災害に備え、広域受援計画を策定します。

(2) 災害応急体制の検証

ア 住民への災害情報の伝達や自主防災組織の活動、孤立地域への対応、避難所の運営やボランティア活動などを検証し、地域防災計画に反映することで、次の災害に備えます。

(3) 土砂災害ハザードマップの作成

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）を表示したマップを整備・配布し、土砂災害に対する防災・減災意識の向上、災害発生時のスムーズな避難行動につなげていきます。

(4) 被災者台帳システムの導入

ア 住家被害認定調査・被災者台帳の情報管理、り災証明書の発行業務を担う大分県内統一システムの導入を実施します。これにより、県内自治体相互の応援・受援が

スムーズとなります。

(5) 自主防災組織の活動への支援

ア 防災士の育成

地域防災のリーダー的役割を担う防災士は、現在 115 名であり、継続して毎年 5 人以上を新たに養成することを目標とするとともに、フォローアップ研修やスキルアップ研修により、防災士の能力の向上に努めます。

イ 地域の防災力強化への支援

自主防災組織が自ら取り組む防災力向上に向けた活動、具体的には災害時における要配慮者の避難力を高めるための活動費として、予算の範囲内で自主防災組織に対し経費を助成し、地域において多くの住民と一緒に医療・保健・福祉と連携した取組を行い防災力の強化を図ります。さらに、孤立が予想される半島部については、地域住民、消防、警察、自衛隊等の関係機関を含め、災害時に備えた災害図上訓練等を実施します。

ウ 防災訓練の充実と防災意識向上の取組

防災訓練は、地域の防災力の強化や市民の防災思想の高揚につながるものであり、自主防災組織や防災士等と連携し、地域の実情に合わせた被害の想定や避難方法など、訓練内容の充実を図る取組を行い、広く市民の参加を促すことで、防災に対する意識向上を図っていきます。

(6) 避難所配置計画の見直し

ア それぞれの地域において、まず自分の身を守るために、一時的に避難する「一時避難所」、災害の危険性がある避難者が一定期間滞在する「収容避難所」の位置づけを明確にし、自然災害の種類に応じた安全性を再確認することとし、被災した地域を優先的に、その場所等について見直しを行います。また、避難所の運営については、自主防災組織の協力が必要なことから、運営に関する講習会や、避難所運営訓練についても支援を行っていきます。

ハザードマップについては、今後調査が行われる県河川の新たな浸水区域や土砂災害警戒区域の調査結果を踏まえ、避難所の見直し等と合わせ、国や県等関係機関と連携して作成していきます。

(7) 災害時応援協定等の強化

ア 現在、42 の団体と物資の供給や施設の提供などについて応援協定を締結しています。また、国や自治体については、職員派遣や物資供給等の相互応援協定を締結しています。

今後も、迅速かつ円滑な災害応急対策のため、台風第 18 号災害の経験が必要であった団体とは、早急に協定を締結していきます。さらに、市内関係業界、民間団体等、広く関係機関とも応援協定の締結を推進します。

(8) 防災行政無線整備・改善【再掲】

ア 現在整備している防災行政無線については、台風第 18 号での状況も踏まえ、屋外子局の増設等による難聴地域解消を進めます。

(9) 情報伝達システムの強化

ア 災害対策本部、消防本部、消防団、収容避難所との情報伝達には、現在配備している簡易無線を最大限活用し、伝達訓練の強化など、災害時の情報ネットワークの強化を行います。

イ 市民の情報収集にはインターネットも広く活用されています。地震にも強いといわれる光ケーブルを、現在未整備である日代地区、四浦地区、保戸島地区、畑地区、八戸地区まで整備します。（平成 31 年度完了予定）【再掲】

(10) タイムラインの活用

ア 防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有したうえで、防災行動を時系列で整理し早期の対応を心がけ、一人として犠牲者を出さないように努めます。

(11) 情報発信の強化

ア ホームページやSNSなどの直接広報手段で災害情報を幅広く配信し、多重的に情報の発信に取り組みます。

Ⅲ 「活力」 ～「活力あふれる津久見」の創造～

重点目標 5 産業の振興

1. 基本方針

農業については、今回の災害により被災した農地・農業用施設（農道・水路等）は、国の補助を受けて行う災害復旧事業により早期着工、早期復旧に努めるとともに魅力ある希望の持てる農業基盤の整備を図ります。

また、国の災害復旧事業に該当しない小規模な農地等の災害復旧事業（事業費が13万円以上40万円未満）についても、土砂の撤去等に要する経費を助成し、早期復旧を図ります。

商工業については、中小企業支援、企業立地・誘致に向けた支援施策の充実を図るとともに、特に、被害が甚大であった市中心部の商店街等の活性化や街なかにぎわい創出につながる各種取組を、中心市街地活性化の観点からも積極的に推進していきます。

観光については、津久見市観光戦略に掲げる施策を計画的に実施するとともに、国の地方創生推進交付金等を活用した効果的な事業、観光推進体制の構築等により、観光消費による経済波及効果の向上を図り、観光産業の育成につなげていきます。

2. 具体的取組

(1) 農家負担の軽減

ア 今回の災害により農地をはじめ、モノラック等の農業用設備にも被害を受け、今後の生産活動に大きな影響がでることが懸念されます。

津久見みかんブランドの復興に当たっては、農業者の意向を踏まえて、有望品種の苗木購入や土壌回復、モノラック本体補修など緊急的な復旧支援を行い農家負担の軽減を図るとともに、担い手育成や将来にわたるみかん生産量の確保に向けた取組を進めます。

地域おこし協力隊との連携による農作業ボランティアは、生産者の気力を後押ししており、継続した活動ができるよう確立していきます。

(2) 情報発信

ア 津久見みかんの復興が津久見市の復興と成り得るよう関係機関と協力し、津久見市独自のみかん品評会の開催や各種イベントで津久見みかんの魅力を発信します。

また、農林水産業の復興を後押しするため、観光分野と連携し、インターネット等の多様な媒体を通じて「元気なつくみの姿」、底力を発信していきます。

(3) 商工業振興

ア 商店街活性化に向けた取組を推進します。

イ 起業・創業のための相談窓口の充実と支援策の拡充を図ります。

ウ 中小企業の設備投資等における支援策の拡充を図ります。

エ 商工団体等の育成支援を行います。

オ 企業誘致・立地における優遇措置の拡充を図ります。

(4) 観光振興

ア 津久見市観光戦略に掲げる施策を計画的に推進していきます。

イ 街なかのにぎわいを創出し、市民と観光客がともににぎわう街なかを目指していきます。

ウ 新たな食メニューや土産品の開発を進めていきます。

エ つくみイルカ島、桜観光、離島観光の推進と新たな観光体験プログラムを造成していきます。

重点目標 6 市中心部の活性化

1. 基本方針

津久見市中心部の活性化については、津久見市のまちづくりにおいて重要な施策であり、第5次津久見市総合計画には、埋立地を有効に活用し、都市機能や交流機能の集積を図り、にぎわい創出を進める必要があるとしています。また、観光戦略には津久見の魅力を発信する集客交流拠点の整備、市民と観光客がともににぎわう中心市街地の活性化が掲げられており、具体的な施策が記載されています。

さらには、「まち・ひと・しごと創生津久見市総合戦略」においても、「安心して暮らせるまち、暮らしにやさしい活気あふれるまちづくり」の項目の中に、にぎわい創出として「津久見市観光戦略に掲げる重点戦略、施策の推進」と「中心市街地の活性化の推進」を積極的に進めていくこととしています。

このように、市中心部の活用については、市の将来を左右するくらい重要な施策として位置づけており、今後、商業集積や居住の部分、また、街なかのにぎわいや集客の部分などの検討を行い、まちづくりにとって重要な市中心部の活性化につなげていかなければならないと考えています。

2. 具体的取組

(1) 津久見市中心部の活性化に関する検討委員会での検討

ア 台風第18号の災害で、国土交通省から河川激甚災害対策特別緊急事業に採択され大きな転換期が来ています。財政状況が厳しい中ではありますが、これまでに議論してきた事業計画も踏まえ、平成30年1月18日に設置された、「津久見市中心部の活性化に関する検討委員会」で、意見交換を行い、本市にとって有効的なものを選択していきたいと考えています。

その次の段階では、国などからの支援が可能となり、ハードやソフト両面での事業を展開することができ、各施策や事業に合わせ、柔軟に展開することができる中心市街地に関する計画策定等を目指します。

重点目標 7 定住促進

1. 基本方針

定住促進施策につきましては、安心して暮らし続けるため、利便性はもとより、災害に強いライフラインの確保や災害時における危機管理要素の解消など防災面を十分に配慮した生活基盤の整備を進めていきます。

さらに、公共施設や公共空間の見直しにより、人々が集える環境を整え、暮らしに必要な情報の充実や住宅施策の展開など、活気・魅力あるまちづくりに向けた生活環境の整備を図っていきます。

また、市全体のまちづくりのためには、各地域の活性化が重要であり、コミュニティの維持・再構築を進めるとともに、あらゆる立場の人々が、生きがいを持って活躍できるよう、各種団体の育成・支援、にぎわい創出に向けた取組も進めていきます。

その中で、活気あふれるまちづくりを進めるためには、若い世代、特に子育て世代の流出を防ぐ必要があり、そのための施策充実を進めなければなりません。負担を感じることなく、子育てができる環境の実現に向け、取り組んでいきます。

また、子育て世代に住む場所として選んでいただけるよう、子どもたちが、健全に楽しく生活できる生活環境、教育環境の提供に向けた、事業展開を進めなければなりません。

多くの若者が津久見市で安心して生活できるよう負担軽減に向けた環境整備を行うとともに教育の充実により、自分が生まれたまち・育ったまちに愛着を持った、ふるさとを愛する子どもの育成に取り組んでいきます。

一方で、安定した雇用の創出と労働力の確保は不可欠です。既存産業への取組はもちろん、起業・創業の取組や、事業引継・後継への取組に対する支援も進めながら、津久見で働きたいと考える若者に対する安定した雇用の創出に努めていきます。

2. 具体的取組

(1) 生活環境整備

ア 災害に強いまち「つくみ」を目指したライフラインの確保や避難路等の整備促進を図ります。

イ 防災士や自主防災組織の取組の推進などによる大規模災害発生時における共助の体制の強化を図ります。

ウ 公共交通の日常生活における利便性と重要性の再認識に向けた広報・啓発活動と利用促進につながる施策を展開します。

(2) 住宅施策

ア 津久見に住み続ける、津久見に移住することを可能にするニーズに沿った定住支援制度の充実に努めます。

イ 新婚世帯を含めた若者の定住ニーズを満たす住宅整備の促進を図ります。

ウ 各地域と連携した空き家情報の把握強化と空き家バンク制度の利用促進を図ります。

エ 年々増加している空き地の利活用を図ります。

(3) にぎわいの創出

ア 津久見市観光戦略に掲げる重点戦略、施策の推進に努めます。

イ 市中心部の活性化の推進を図ります。

(4) 暮らしや交流に必要な情報発信の充実

ア 空き家、空き地、就労、生活情報など津久見での暮らしに必要な情報や、事業者と連携した市内就業者に対する定住施策の情報発信の強化を図ります。

イ 定住、移住を検討している若い世代への的確かつ効果的な情報提供を実施する窓口体制の構築を図ります。

ウ 扇子踊りや花火大会など、津久見の文化やイベント、観光に関する情報発信の強化を図ります。

(5) 地域コミュニティの活性化

ア 市民のアイデアを生かした公園の多様な活用など、市民との協働による快適な空間を創出します。

イ 地域住民が実施する世代を超えたつながりを深める活動を支援することによるコミュニティの再生促進を図ります。

ウ 「地域おこし協力隊」など都市からの移住者を受け入れ、地域の課題解決と魅力の発信に向けた取組によるコミュニティの活性化を図ります。

(6) 健康増進対策の充実

ア 健康マイレージなど健康づくりに対する取組の促進を図ります。

イ 食育の推進や健診の受診など生活習慣病対策の強化を図ります。

ウ 生涯にわたって気軽にスポーツに取り組む機運の醸成と環境整備を図ります。

(7) 生きがいづくり

ア 様々な立場の人が生きがいをもって生活するための、各々の立場・状況に合致する就労に対する支援、スポーツ施設や公民館などでの生涯学習活動の推進を図ります。

イ 高齢者の意欲・能力が生かせる地域社会の構築を図ります。

(8) 出産・子育てに関する支援

ア 不妊・不育治療への助成など出産環境の充実を図ります。

イ 子ども医療費の助成を含む子育てステージに応じた支援策の充実を図ります。

ウ 子どもや成人の予防接種の充実を図ります。

(9) 学校教育の充実

ア 生きる力の基盤となる確かな学力の育成を図ります。

イ 質の高い教育を推進します。

ウ 家庭・地域と連携した特色ある学校づくりを推進します。

- エ 一人ひとりの教育ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。
- オ 安全・安心・快適な学習環境の整備に努めます。
- (10) 空き店舗対策などによる商業活性化
 - ア 空き店舗の活用や観光産業との連携により商店街の振興を図ります。
- (11) 事業者の育成・支援
 - ア 経営改善、事業拡充に向けた取組に対する育成・支援を拡充していきます。
 - イ 後継者を探している事業者と就業希望者とのマッチングなど事業継承の仕組みづくりを進めていきます。
- (12) 若年者や女性の就業支援
 - ア 観光産業を育成することで、若年者や女性の就業につなげていきます。
 - イ 地元企業、津久見商工会議所、関係機関等と連携を図り、若年労働力確保に向けた取組を強化していきます。
- (13) 創業支援
 - ア 新たな創業にチャレンジできる仕組みづくりを進めていきます。

第 4 章 計画期間、推進体制等について

1. 計画期間と見直し

計画の推進期間を発災した平成 29（2017）年度から平成 34（2022）年度までとし、今後の復旧・復興状況に応じ、計画期間を含め、市民の意見も反映しながら、事業の見直しを随時行い、計画に反映するものとします。

2. 計画の推進方法

計画の推進に当たっては、連携や調整による効率性なども考慮しながら、それぞれの具体的取組に優先順位を付け、復興に向けた取組を着実に推進していきます。

3. 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、市民、国、県、大学、民間等と一体となって推進していきます。

4. 計画の進ちょく管理

計画の推進及び進ちょく管理は、計画の所管課である総務課が当たります。